

高島市環境白書 2010

(高島市環境報告書)



滋賀県高島市

INDEX -目次-

はじめに	1
1. 高島市の地勢	2
2. 高島市の環境行政の枠組み	4
3. 豊かな自然環境の保全	5
4. 健全な水環境の保全	6
5. 快適な生活環境の保全	6
6. 環境に配慮した取り組み	7
7. 資料	10

はじめに

私たちは、20世紀後半の好不況の荒波の中、少しでも便利で快適な暮らしを求め、大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済活動が続けられました。このことが、現在地球規模で懸念されている温暖化、生態系の破壊、廃棄物処理など、様々な環境問題の一因となったのではないのでしょうか。少しでも次世代の負担を減らすためには、私たち一人ひとりが今の生活を見直し、低炭素社会、資源循環型社会へと転換していかなければなりません。



本市では、こうした環境問題に対し、平成19年に策定しました「高島市環境基本計画」に基づき、環境の保全及び創造に向けた施策を総合的かつ計画的に進めています。特に平成23年度からは、資源循環型社会の実現を目指して徹底したごみの減量・再資源化を進めて参りたいと考えています。この取り組みは、分別回収の見直しをはじめ市民皆様のご協力なくしては成り立たないものであり、より一層のご理解をお願いします。

幸いなことに、市内には棚田やヨシ原など、様々な生態系を育む貴重な自然が数多く残されています。これら「びわ湖源流の郷たかしま」の素晴らしい自然を、いつまでも未来につなげていけるよう、適正な保全を進めていく必要があります。本書には、本市の平成21年度における環境の現状と、「高島市環境基本計画」に示された施策の実施状況を取りまとめていますので、皆様の環境に関する理解や関心をさらに深めていただくとともに、環境活動に取り組む際の一助となれば幸いです。

平成23年2月

高島市長 西川喜代治

1. 高島市の地勢

(1) 位置と地勢

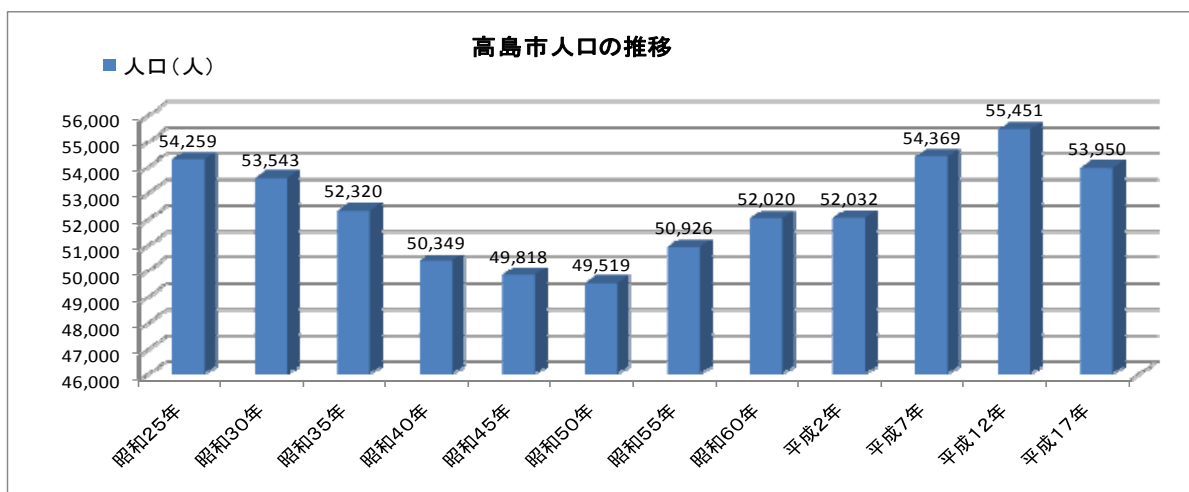
高島市（以下「本市」という）は、滋賀県の北西部に位置し、総面積は693km²（琵琶湖を含めた面積）、総人口は約5万4千人を擁しています。本市の東部は琵琶湖に、南西部は比良山地を境に大津市および京都府に、北西部は野坂山地を境に福井県に接しています。気候的には積雪量の多い日本海型気候で、晩秋には「高島しぐれ」と呼ばれる降雨がしばしばあります。



(2) 人口の変化

平成17年の国勢調査における本市の人口は53,950人で平成12年との比較では約2.8%の減少となり、これまでの増加傾向から一転減少となっています。

年齢別人口の構成比において、平成7年と平成12年との比較でみると、15歳未満の年齢層が減少し、65歳以上の年齢層が増加していることから、平均寿命の伸び、出生率の低下、若年人口の流出等を背景に少子高齢化が急速に進展しています。



【資料 国勢調査】

高島市年齢別人口階層表・比率

	年齢別人口(人)			年齢別比率(%)		
	15歳未満	15歳～64歳	65歳以上	15歳未満	15歳～64歳	65歳以上
昭和25年	18,504	31,592	4,162	34.1	58.2	7.7
昭和30年	17,632	31,528	4,383	32.9	58.9	8.2
昭和35年	16,090	31,593	4,637	30.8	60.4	8.9
昭和40年	13,550	31,825	4,974	26.9	63.2	9.9
昭和45年	11,859	32,477	5,482	23.8	65.2	11.0
昭和50年	11,367	32,041	6,107	23.0	64.7	12.3
昭和55年	11,248	32,878	6,800	22.1	64.6	13.4
昭和60年	11,093	33,451	7,468	21.3	64.3	14.4
平成2年	10,098	33,316	8,595	19.4	64.0	16.5
平成7年	9,712	34,146	10,503	17.9	62.8	19.3
平成12年	8,720	34,361	12,354	15.7	62.0	22.3
平成17年	7,651	32,782	13,517	14.2	60.8	25.1

【資料 国勢調査】

(3) 土地利用

本市は、滋賀県でも最大級の面積を有し、人口密度は県内の市の中で最も低い地域です。

近年の土地利用形態は、森林や農用地が減り、宅地が増える傾向が続いていますが、集落内には空き家が目立ち始める地区があり、昭和の宅地開発ブームの時期に造成された別荘地や宅地分譲地の中には、まだまだ多くの未利用地があるのが現状です。今後は、必要以上の土地が開発されるのを抑制するなど明確な利用調整による土地利用の促進が必要です。

高島市土地利用種別面積（平成20年度）

単位：h a

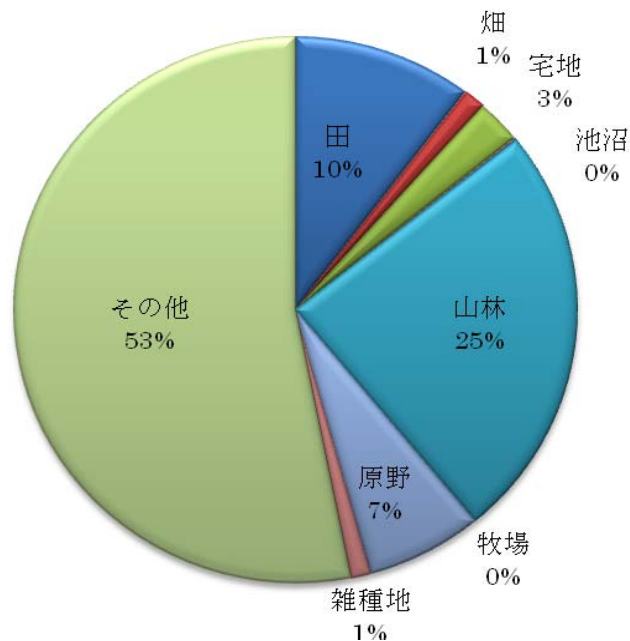
田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
5,259	655	1,332	77	12,621	1	3,407	607	27,179

注1) 田、畑、宅地、池沼、山林、牧場、原野及び雑種地は、評価総地積及び非課税地積

注2) その他は、非課税地積

【資料 滋賀県統計書】

高島市土地種別面積の割合



2. 高島市の環境行政の枠組み

●高島市環境基本条例

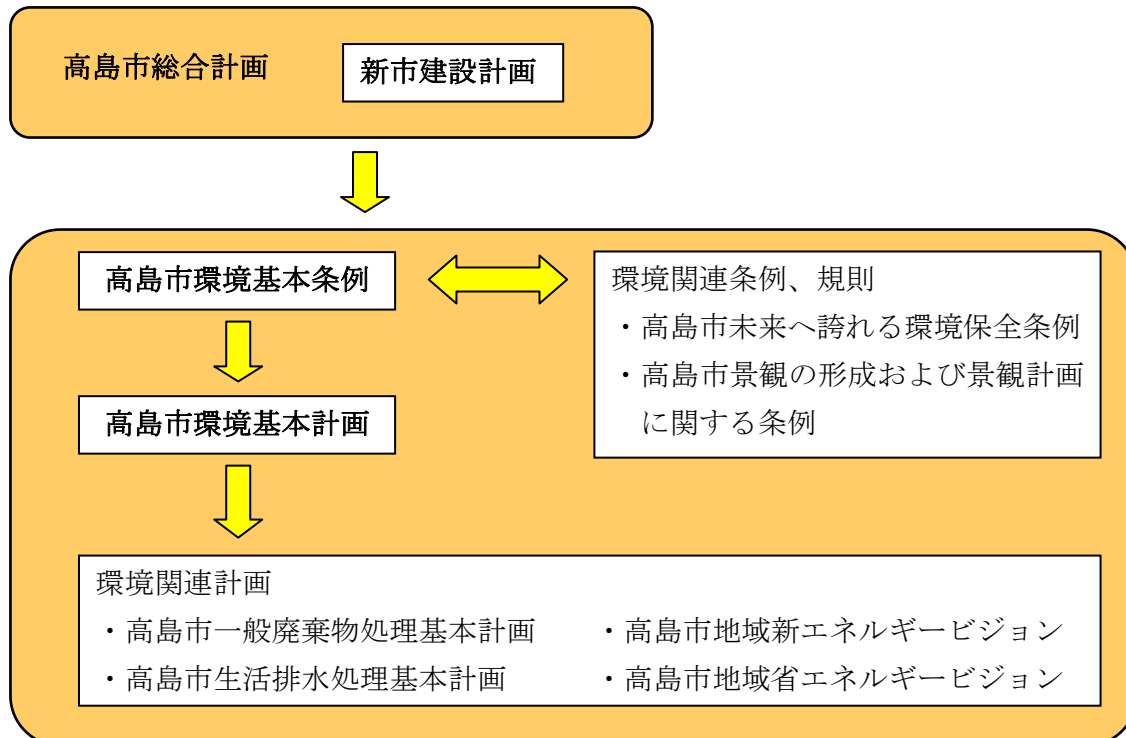
高島市環境基本条例(平成17年制定)は、環境の保全と創造についての基本理念、市・市民・事業者(企業)の責務、施策の基本事項を定めており、本市の環境行政の基本となるものです。この条例には、環境基本計画の策定や市民・事業者と協働で環境保全活動に取り組む仕組みなどを規定しています。

●高島市環境基本計画

高島市環境基本計画は、人と自然が共生する良好で豊かな自然環境を将来の子どもたちに引き継ぐこと、地域の歴史、風土、文化などを生かし育むこと、人類共有の課題である地球環境の保全に向けて、環境への負荷を軽減する循環型社会を築き上げることを目的とし、市の施策をはじめすべての事業活動は、環境を優先して行うとともに、市民の意見を最大限に活かし参画と対話を通して行うものとしています。

高島市新市建設計画における、将来目標像『水と緑 人のいきかう 高島市』に基づき、人と環境の良好な関係に重点を置き、本市の将来像について、長期的、総合的な施策の指針を環境面での総合計画として位置づけています。

●環境基本条例体系図



3. 豊かな自然環境の保全

高島市は、琵琶湖をはじめ里山などの豊かな自然に恵まれています。しかし、近年、外来魚の増加や水草の繁茂など生態系に大きな変化が起きております。また、各種の開発や人々の生活様式の変化による環境や生態系への影響が懸念されています。このことから、自然環境について保全・再生を図り、豊かな自然を未来に引き継いでいくための対策が求められています。

●自然保護と農林漁業の連携

○環境保全型農林漁業の活性化

森林、里山、川、農地、琵琶湖の自然と農林漁業は密接に関連しあっていることから、環境保全型の農林漁業を活性化し、自然環境の保全を図ります。

●森林、里山の保全

○雑木林の保全、里山保全の推進

里山保全団体の育成や自然観察会、里、山、林を知るための講座開催、森林体験を通して森林、里山の保全に取り組めます。

○竹林の整備

竹林整備を推進します。

○間伐材等の活用

間伐を進め、人工林の多面的機能を向上させるとともに、間伐材等の有効活用に取り組めます。

○奥山の自然植生の保全

琵琶湖の水源域であり、野生鳥獣の生息場所でもある奥山に残された自然植生を損なわないよう維持します。



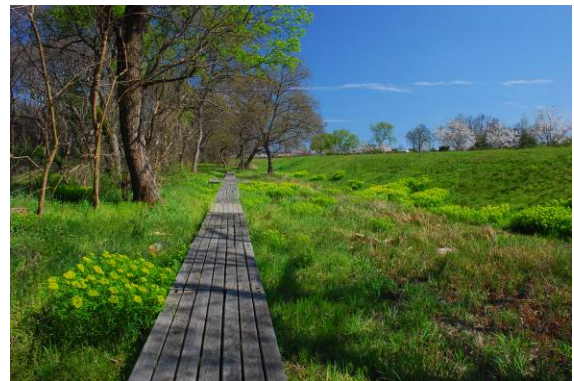
●動植物の保全

○鳥獣被害の防止

鳥獣被害防止のために集落、農地周辺の森林整備、有害鳥獣の個体数の制限に取り組めます。

○野生生物の生態系の保護

動植物の生息調査、希少種の指定で生態系の保護に取り組めます。



4. 健全な水環境の保全

○河川水質の監視

定期的に市内の河川の水質検査を行い、河川等の水質の監視に取り組めます。

○河川水量の確保

森林や農地を保全することにより、安定した河川水量の確保に取り組めます。

○排水対策の推進

水を汚さない、汚れた水を流さない取組みを推進します。

○水質悪化の防止

主要河川での水質検査を行い常に状況を把握するとともに、ヨシ群落等の水質浄化機能のある在来の植物の保全を通して、水質悪化の防止に取り組めます。

○河川・琵琶湖の美化

清掃活動等の推進により河川、琵琶湖の美化に努めます。

○魚、水中生物等の保護

河川、水路および琵琶湖等に生息する魚、水中生物などの保護に取り組めます。

○地下水の保全

重要な役割を果たしている地下水の汚染防止、水量の確保に取り組めます。



5. 快適な生活環境の保全

○地球温暖化防止の推進

地球温暖化防止を推進するための計画の策定と対策の実施、地球温暖化対策を計画的に推進するために、地球温暖化対策実行計画、地球温暖化対策地域推進計画等を策定し、それに基づいた対策を実施します。

○省エネルギー活動の推進

地球温暖化防止や資源の有効利用の観点から、家庭、学校、オフィス、工場などでの省エネルギー推進体制を構築し、計画の策定、普及啓発、活動支援などの取組みを推進します。

○自然エネルギー普及の推進

地球温暖化防止や地域のエネルギー自給率の向上を目的に、自然エネルギー普及を図るため、計画の策定、普及啓発などの取組みを推進します。

○新エネルギー施策の導入

新エネルギーを計画的、積極的に導入するため関連する計画を策定します。

○エコドライブの推進（アイドリングストップ等）

地球温暖化防止を目的に、自家用車、業務用車両などのエコドライブを推進します。

○環境マネジメントシステムの積極的導入

事務所等での環境マネジメントシステム構築を推進するため、普及啓発、学習会の開催、支援施策の実施などの取組みを進めます。

6. 環境に配慮した取り組み

(1) 目指す環境像

高島市は、森林や田園地域、琵琶湖などの多様で豊かな自然の恵みを受けて歴史を積み重ね、発展してきました。

しかし、最近のまちの発展は、このような自然を破壊することにより得てきたものであり、この影響が身近な環境から地球規模にまで広がり、私たちの生活や活動と環境との関わりを見直さなければならないときがきています。

自然と人の暮らしが調和されてきた環境を大切にしながら、持続可能な資源循環型のまちづくりのしくみを確立する必要があります。

このことから、環境面からみた高島市のあるべき姿として、環境像を次のとおり定め、その実現を目指しています。

水と緑と人を大切に、自然と共生するまち
～未来へ誇れる高島市の環境づくり～

(2) 目的達成のための具体的取り組み

●ごみ減量大作戦 ～紙ごみ減量プロジェクト～

(新たな取り組み)

高島市内のごみは1日で約40トン排出されています。そのゴミを処理するために約14億5千万円の経費がかかっています。

排出されるごみのうち7割が「燃えるごみ」であり、また「燃えるごみ」のうち6割（全体の4割強）がリサイクル可能な紙ごみです。

このことから平成23年度より紙ごみの分別を市民とともに取り組む「ごみ減量大作戦 ～紙ごみ減量プロジェクト～」を展開します。



●市役所庁内の推進体制

■たかしま環境マネジメントシステム（TES）の取り組み

環境政策課にTES推進事務局を設置し、環境基本計画の推進、連絡・調整、環境マネジメントシステムの運用などを行っています。具体的には、環境政策を実施する際の各部局間の調整や進捗状況の管理などを行っています。

■グリーン購入の取り組み

商品などを購入する際、必要性を十分考慮し、価格や品質だけでなく環境のことを十分考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」を積極的に取り組んでいます。

●森林、里山の保全

里山保全団体の育成や自然観察会、里、山、林を知るための講座開催、森林体験を通して森林、里山の保全に取り組んでいます。

また、間伐を進め、人工林の多面的機能を向上させるとともに、間伐材等の有効活用に取り組めます。

森林は、琵琶湖の水源域であり、野生鳥獣の生息場所でもある奥山に残された自然植生を損なわないよう維持します。

【高島森林学校】



【森林セラピーロード】



●環境にやさしい農業の振興（農業振興課）

水源かん養など多様な環境保全機能を持つ農地、農業を推進しています。

また、環境や食の安全に配慮した有機農業などを推進しています。

農業排水の浄化、汚濁水、富栄養化の要因となる排水を流さない農業を推進し、自然農業を推進するとともに、消費者確保に努めています。

【「たかしま生きもの田んぼ」プロジェクト】



●環境学習の推進（環境政策課）

次世代を担う子供たちが、生命の尊さを理解し、自然に対する感性や環境を大切に思うよう、体験や遊びなどを通して自ら考え行動する環境学習を行っています。

また、職場および地域での学習会の開催など多様な主体が協働して、身近な生活行動と環境との関わりや自然環境について具体的な行動につながる環境学習を推進するため出向いています。

エコライフ推進協議会や環境推進員の活動を応援し、市民との協働による環境保全などの活動を推進します。



【環境学習・環境学習出前講座】



【エコライフ推進協議会】



【環境推進員会議】



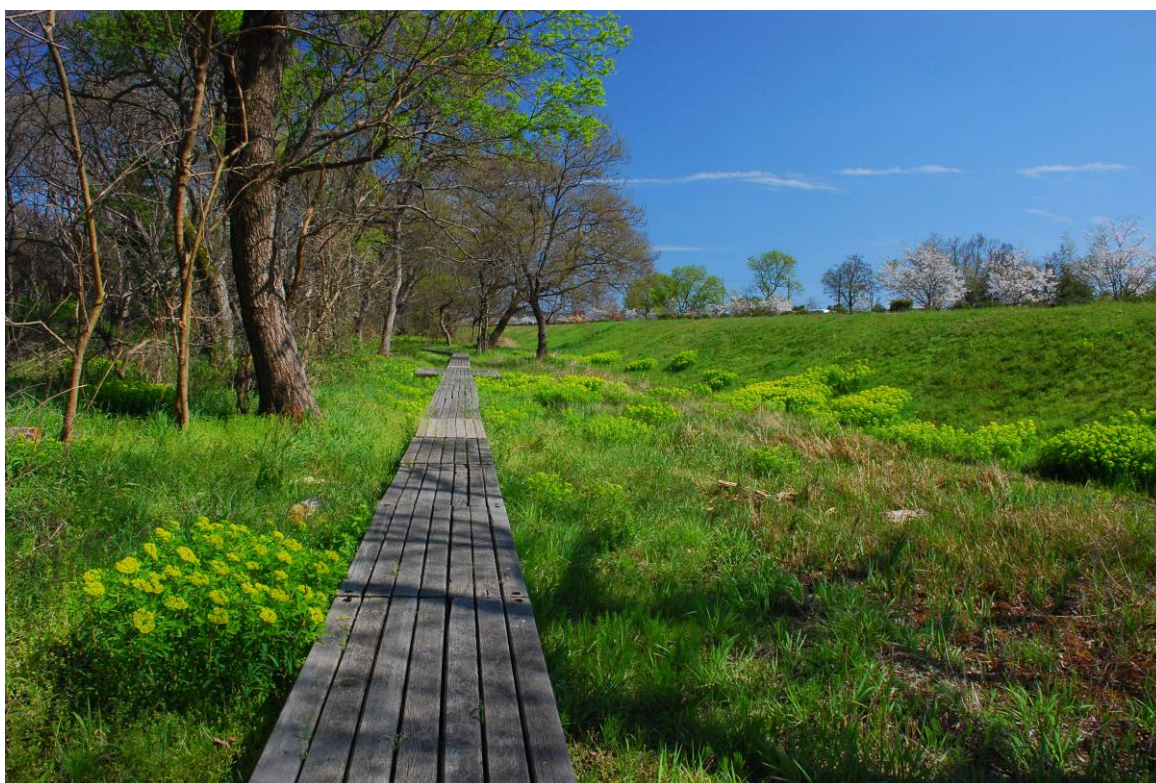
【高島市産業フェア】

環境ビジネスを活性化するため、関係組織との連携を推進します。



7. 資 料

- (1) 平成21年度高島市環境マネジメントシステム結果
- (2) 高島市環境関連補助金について
- (3) 平成21年度高島市のゴミ処理の状況
- (4) 高島市環境関連施設の状況
- (5) 平成21年度河川等水質検査結果
- (6) 高島市環境基本計画の数値目標について



(1) 平成21年度高島市環境マネジメントシステム結果(前年度対比)

項目番号	内容	測定項目		H21目標値(a)	H21実績値(b)	H20年度実績値(c)	増減(b-c)	達成率(b/a)	評価	対前年度比較(b/c)
a101	本庁舎および別館、支所における電気使用量の総量を17年度から19年度の3年間の平均と比較して3%削減します。	電気	金額換算	1,364,652 kwh	1,359,929 kwh	1,398,433 kwh	▲ 38,504 kwh	▲0.003	達成	▲2.8
				27,293,040 円	27,198,580 円	27,968,660 円	▲ 770,080 円			
			co2換算	491,275 kg-c	489,574 kg-c	503,436 kg-c	▲ 13,861 kg-c			
a102	本庁舎および別館、支所における灯油購入量の総量を18年度から20年度の3年間の平均と比較して3%削減します。	灯油	金額換算	92,552 L	74,205 L	98,066 L	▲ 23,861 L	▲19.8	達成	▲24.3
				7,404,160 円	5,936,400 円	7,845,280 円	▲ 1,908,880 円			
			co2換算	231,380 kg-c	185,513 kg-c	245,165 kg-c	▲ 59,653 kg-c			
a103	本庁舎および別館、支所におけるLPG購入量の総量を18年度から20年度の3年間の平均と比較して増加のないようにします。	LPG	金額換算	561 m ³	430 m ³	484 m ³	▲ 54 m ³	▲23.4	達成	▲11.2
				290,598 円	222,740 円	250,712 円	▲ 27,972 円			
			co2換算	3,534 kg-c	2,709 kg-c	3,049 kg-c	▲ 340 kg-c			
a104	本庁舎および別館、支所におけるA重油購入量の総量を18年度から20年度の3年間の平均と比較して3%削減します。	A重油	金額換算	27,321 L	11,000 L	21,000 L	▲ 10,000 L	▲59.7	達成	▲47.6
				2,270,375 円	914,100 円	1,745,100 円	▲ 831,000 円			
			co2換算	74,040 kg-c	29,810 kg-c	56,910 kg-c	▲ 27,100 kg-c			
a105	本庁舎および別館、支所における燃えるごみの排出量を20年度と比較して増加のないようにします。	燃えるごみ	金額換算	2,657 kg	2,798 kg	2,657 kg	141 kg	5.3	未達成	5.3
				148,792 円	156,688 円	148,792 円	7,896 円			
			co2換算	2,232 kg-c	2,350 kg-c	2,232 kg-c	118 kg-c			
合 計			金額換算	37,406,965 円	34,428,508 円	37,958,544 円	▲ 3,530,036 円			
			co2換算	802,461 kg-c	709,956 kg-c	810,792 kg-c	▲ 100,836 kg-c			
a106	本庁舎および別館、支所の職員のノーマーカー参加率を50%以上にします。	ノーマーカー	職員数		5,424 人	5,424 人		未達成		
			参加数		2,476 人	2,831 人				
			達成率		45.6%	52.2%				
b101	環境マネジメント推進本部長が示すテーマによる職員研修を開催します。	職員研修	平成21年11月18日 市民監査員および環境マネージャー合同研修会(於:新旭公民館 多目的ホール)							
c101	環境に関する情報を広報誌等で年12回以上提供します。	広報	年間	12回	12回	12回				

※ 金額換算値 電気:20円/kwh 灯油:80.0円/L A重油:83.1円/L LPG:518円/m³ ごみ:56円/kg

※ CO₂排出係数 電気:0.36kgCO₂/kwh 灯油:2.5kgCO₂/L A重油:2.71kgCO₂/L LPG:6.3kgCO₂/m³ ごみ:0.84kgCO₂/kg (環境省データより)

(2) 高島市環境関連補助金について

○高島地域エコフオスター活動事業

■地域エコフオスター活動事業とは

公的場所の美化や保全のため、市民や業者などが愛情と責任を持ってボランティアによる美化清掃を行い、環境美化に対する市民の意識の向上を図り、ごみの散乱を防止する活動に対して補助を行います。

■事業主体 : 市民・事業者等です。

■補助対象となる経費

美化清掃活動に必要な経費

清掃用具の購入費、ごみ処理費、保険加入費などに関する経費など

■補助金の額や補助率

補助率 … 補助対象事業費の3/4以内

限度額 1活動につき8万円

但し、過去5年間において補助を受けた団体は4万円

■高島市地域エコフオスター活動事業費補助金交付要綱または滋賀県淡海エコフオスター制度に基づき交付します。

○生ごみ処理機設置事業

■生ごみ処理機設置事業とは

家庭からでる生ごみの自家処理への関心を高め、ごみの減量と再資源化を図る取り組みに対して補助を行います。

■事業主体 : 市民です。

■補助対象となる経費

家庭用の電気式生ごみ処理機の購入に要する費用

■補助金の額や補助率

補助率 … 購入費用の1/2以内 限度額 2万円

同一世帯につき1台を限度とする

*年6回以上実施した団体に対する奨励補助 5,000円

■高島市未来へ誇れる環境づくり事業費補助金交付要綱に基づき交付します。

○太陽熱温水器設置事業

■太陽熱温水器設置事業とは

限りある資源の節約と省エネルギー意識の高揚、自然エネルギー機器の導入を推進するために行う太陽熱温水器を購入する事業に対して補助を行います。

■事業主体 : 市民です。

■補助対象となる経費

太陽熱温水器の購入にかかる経費。

■補助金の額や補助率

補助率 … 購入費の1/10以内 限度額 5万円
同一世帯につき1台を限度とする

■高島市未来へ誇れる環境づくり事業費補助金交付要綱に基づき交付します。

○合併処理浄化槽設置整備事業

■合併処理浄化槽設置整備事業とは

川や湖などの汚染が社会問題になるなか、水質保全や公衆衛生の向上のため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する合併処理浄化槽を設置する事業に対して補助を行います。

■事業主体 : 設置者です。

■補助対象となる経費

補助対象地域内（下水道整備計画がない地域等）で住宅用浄化槽を設置する経費

■補助金の額や補助率

補助金 … 1基につき332千円～
浄化槽の大きさや設置する地域によって異なります。

■高島市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき交付します。

○合併処理浄化槽維持管理事業

■合併処理浄化槽維持管理事業とは

対象地域で管理組合を設立して、地域内全戸の合併浄化槽の維持管理を行う事業に対して補助を行います。

■事業主体 : 対象地域の管理組合です。

■補助対象となる経費

合併浄化槽の維持管理に必要な、保守点検・清掃・水質検査・浄化槽法に基づく法定検査などの経費

■補助金の額や補助率

補助金 … 浄化槽 1 基につき、年額 2 万円

■高島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱に基づき交付します。

○太陽光発電システム設置補助金

■太陽光発電システム設置補助金事業とは

地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーの有効利用を促進し環境にやさしいまちづくりを推進するため、太陽光発電システムを設置される方に補助金を交付します。

■事業主体

- 市内に住所がある方（実績報告時までに住所を市内に移される方を含む）
- 市税の滞納がない方
- 過去にこの補助金を受けていない方

■補助対象となる経費

以下のすべての要件を満たすことが条件です。

○住宅の屋根等への設置に適したものであり、低圧配電線と逆潮流有りで連携したものであること。

○太陽電池の最大出力の合計値が 10 キロワット未満であること。

○自らが居住する住宅（店舗等の併用住宅を含む。）等に設置するものであること。

市内に本店または支店を有する施工業者および販売業者から購入するものであ

ること。

○システムが設置された建売住宅（未入居の新築物件に限る。）を購入する場合にあっては、補助金の交付の決定があった日から当該年度の末日までに住宅の引渡しを受けるものであること。

○電力会社と電力の受給に関する契約を締結するものであること。

○未使用であること。

■補助金の額や補助率

補助金 … 1キロワットあたり3万円（限度額10万円）

■高島市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱に基づき交付します。

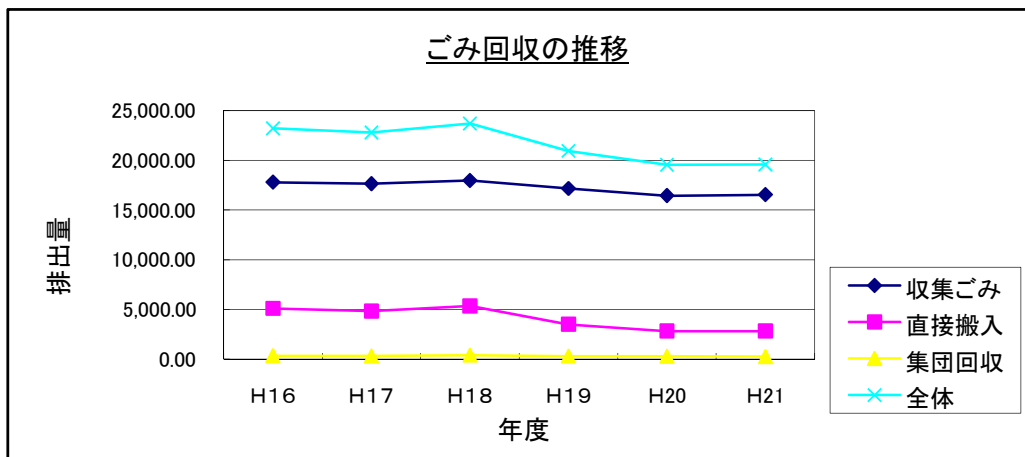
(3)高島市のごみ処理の状況

1. ごみ回収の推移

(単位 t)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
収集ごみ	17,805.13	17,657.51	17,981.28	17,171.31	16,449.88	16,542.69
直接搬入	5,100.97	4,834.80	5,353.42	3,498.83	2,829.26	2,815.87
集団回収	336.10	324.79	393.11	299.92	289.94	246.09
全体	23,242.20	22,817.10	23,727.81	20,970.06	19,569.08	19,604.65

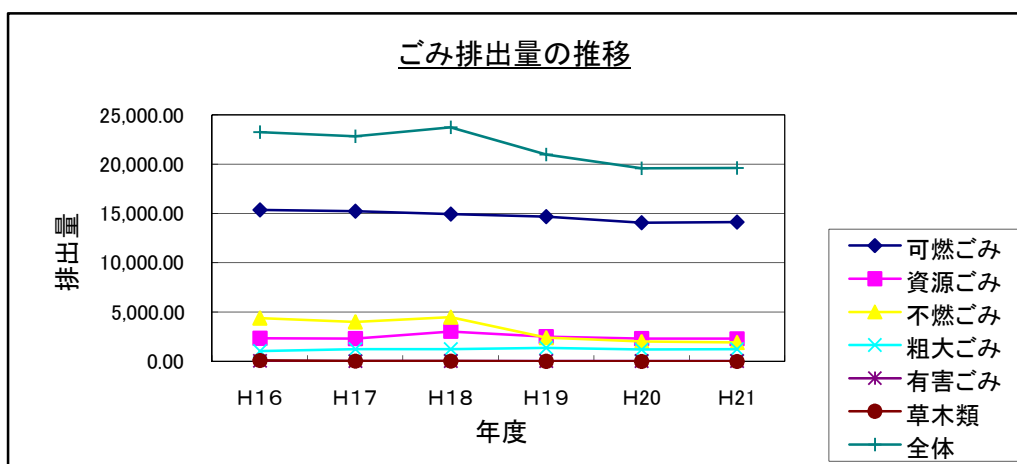
市民1人・1日あたり992g



2. ごみ排出量の推移

(単位 t)

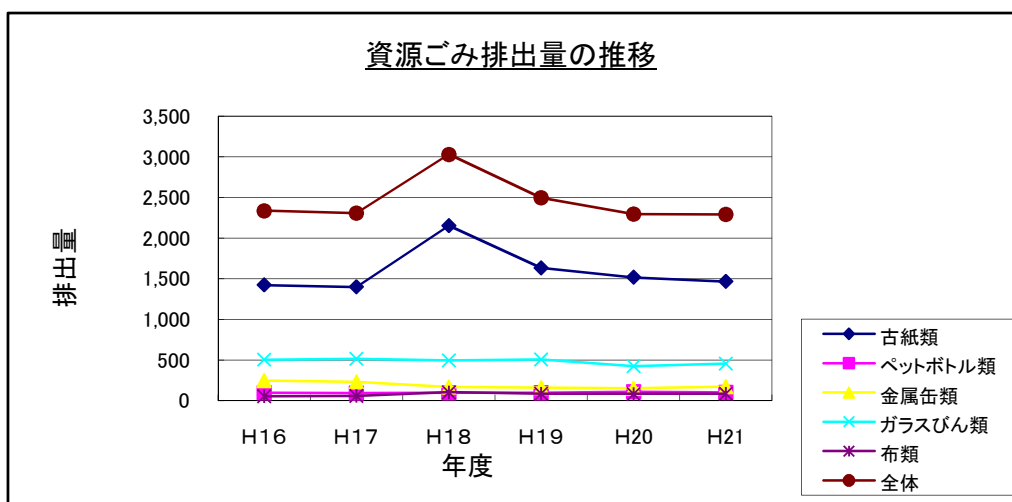
	H16	H17	H18	H19	H20	H21
可燃ごみ	15,347.09	15,210.26	14,923.43	14,662.82	14,050.04	14,125.95
資源ごみ	2,337.22	2,307.61	3,029.86	2,497.68	2,297.63	2,292.07
不燃ごみ	4,385.61	3,998.06	4,476.92	2,386.52	1,995.12	1,911.26
粗大ごみ	1,045.53	1,242.60	1,231.18	1,376.77	1,194.70	1,242.49
有害ごみ	42.26	25.47	33.72	33.42	31.59	32.88
草木類	84.49	33.10	32.70	12.85	0.00	0.00
全体	23,242.20	22,817.10	23,727.81	20,970.06	19,569.08	19,604.65



3. 資源ごみ排出量の推移

(単位 t)

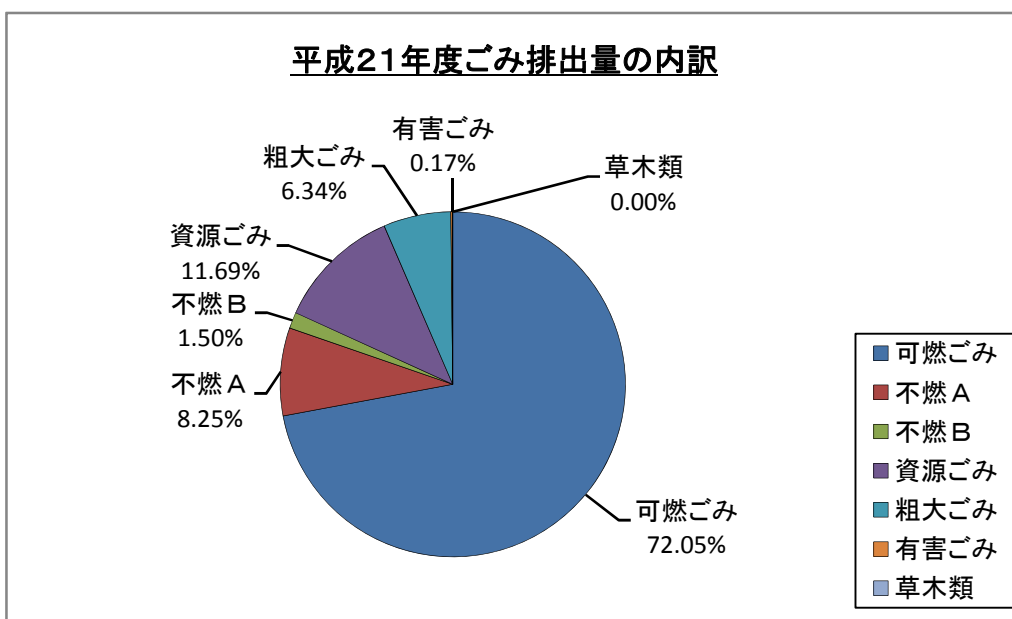
	H16	H17	H18	H19	H20	H21
古紙類	1,423.00	1,399.99	2,153.77	1,634.02	1,518.95	1,467.00
ペットボトル類	99.54	95.65	101.12	101.46	112.68	103.84
金属缶類	250.56	233.22	171.65	163.65	154.30	174.11
ガラスびん類	507.08	517.44	497.74	510.37	426.60	458.96
布類	57.04	61.31	105.58	88.18	85.10	88.16
全体	2337.22	2,307.61	3,029.86	2,497.68	2,297.63	2,292.07



4. 平成21年度ごみ排出量の内訳

(単位 t)

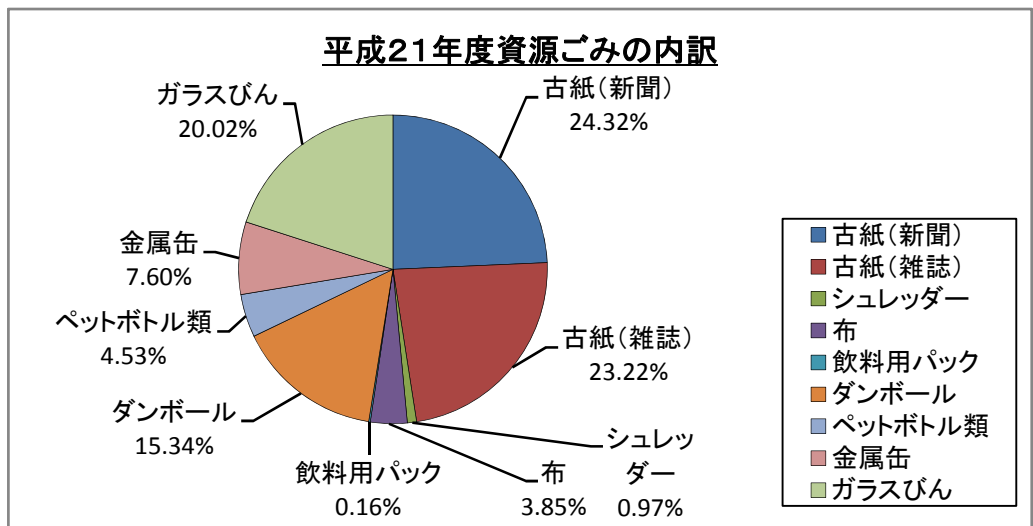
種類	可燃ごみ	不燃A	不燃B	資源ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	草木類	計
数量	14,125.95	1,616.58	294.68	2,292.07	1,242.49	32.88	0.00	19,604.65
割合	72.05%	8.25%	1.50%	11.69%	6.34%	0.17%	0.00%	100.00%



5. 平成21年度資源ごみの内訳

(単位 t)

種類	古紙(新聞)	古紙(雑誌)	シュレッダー	布	飲料用パック	ダンボール	ペットボトル類	金属缶	ガラスびん	計
数量	557.41	532.18	22.16	88.16	3.75	351.50	103.84	174.11	458.96	2,292.07
割合	24.32%	23.22%	0.97%	3.85%	0.16%	15.34%	4.53%	7.60%	20.02%	100.00%

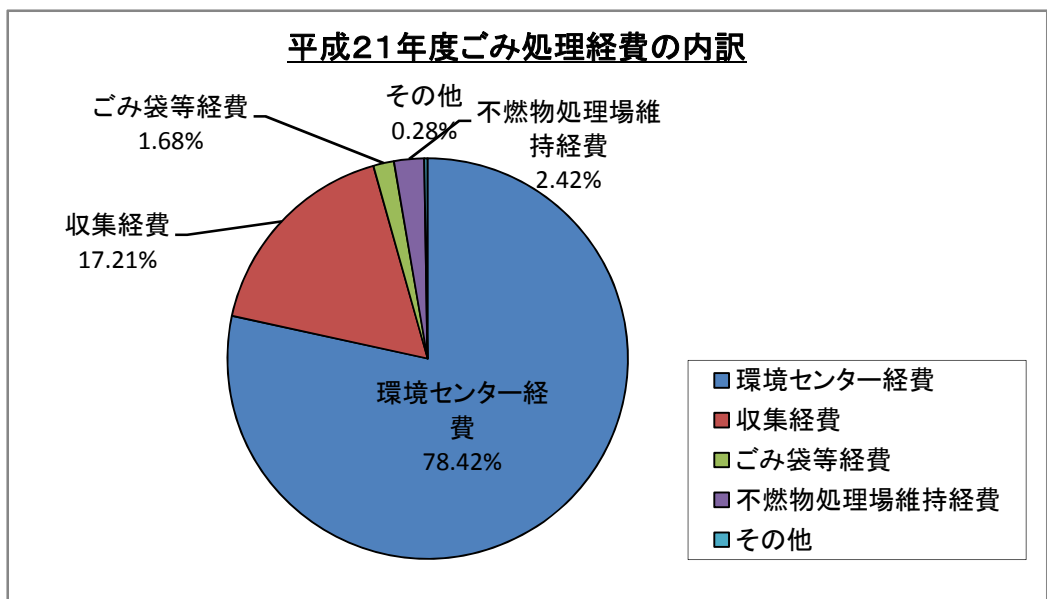


6. 平成21年度ごみ処理経費の内訳

(単位 円)

種類	環境センター経費	収集経費	ごみ袋等経費	不燃物処理場維持経費	その他	合計
金額	1,137,146,619	249,585,700	24,328,411	35,086,647	3,999,191	1,450,146,568
割合	78.42%	17.21%	1.68%	2.42%	0.28%	100.00%

※平成21年度(平成20年度実績)までは、廃棄物処理事業原価計算の手引きに準じていましたが、平成22年度(平成21年度実績)からは、一般廃棄物会計基準に準じています。

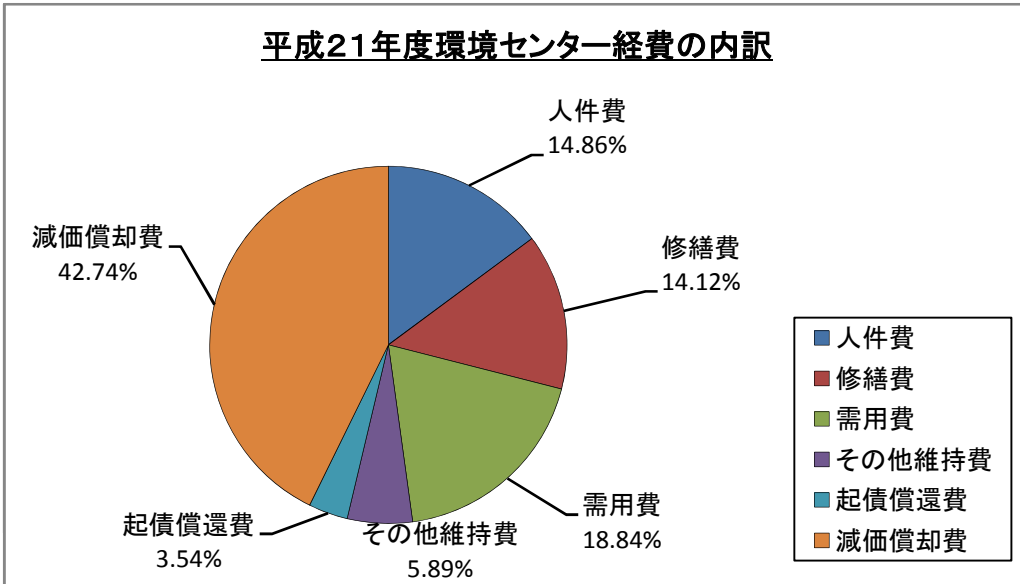


7. 平成21年度環境センター経費の内訳

(単位 円)

種類	人件費	修繕費	需用費	その他維持費	起債償還費	減価償却費	合計
金額	169,020,686	160,590,203	214,293,511	67,030,655	40,211,564	486,000,000	1,137,146,619
割合	14.86%	14.12%	18.84%	5.89%	3.54%	42.74%	100.00%

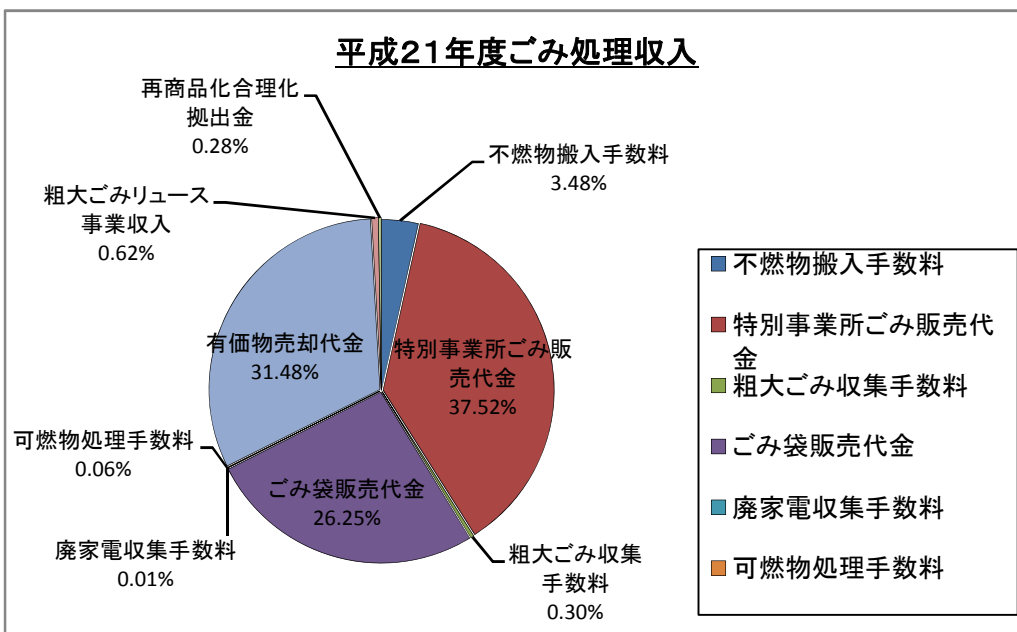
※減価償却費(国県支出金控除しない)
起債償還費(元本除く)



8. 平成21年度ごみ処理収入

(単位 円)

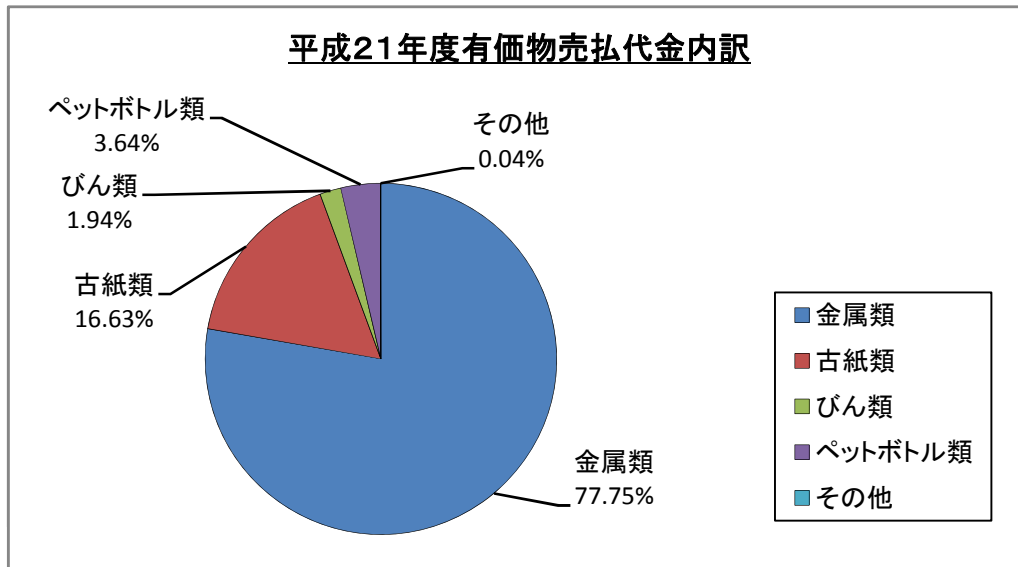
種類	不燃物搬入手数料	特別事業所ごみ販売代金	粗大ごみ収集手数料	ごみ袋販売代金	廃家電収集手数料	可燃物処理手数料	有価物売却代金	粗大ごみリユース事業収入	再商品化合理化拠出金	合計
金額	3,165,660	34,129,900	274,700	23,881,720	10,000	50,830	28,637,999	562,100	250,914	90,963,823
割合	3.48%	37.52%	0.30%	26.25%	0.01%	0.06%	31.48%	0.62%	0.28%	100.00%



9. 平成21年度有価物売払代金内訳

(単位 円)

種類	金属類	古紙類	びん類	ペットボトル類	その他	合計
金額	22,267,095	4,762,305	556,084	1,042,015	10,500	28,637,999
割合	77.75%	16.63%	1.94%	3.64%	0.04%	100.00%



(4)高島市環境関連施設の状況

箇所 ①

施設名	マキノ不燃物処理場
所在地	高島市マキノ町沢202番地
施設の種類	一般廃棄物(陶磁器類・ガラス類)埋立処分場
埋立開始年月	昭和48年12月
全体容量	52,000m ³
平成21年度処理量	—
状況	平成16年3月埋立終了
残容量	なし



箇所 ②

施設名	今津不燃物処理場
所在地	高島市今津町杉山35番地
施設の種類	一般廃棄物(陶磁器類・ガラス類)埋立処分場
埋立開始年月	平成3年9月
全体容量	57,000m ³
平成21年度処理量	1,387m ³
状況	埋立中
残容量	14,372m ³



箇所 ③

施設名	朽木不燃物処理場
所在地	高島市朽木荒川1119番地
施設の種類	一般廃棄物(陶磁器類・ガラス類)埋立処分場
埋立開始年月	昭和59年7月
全体容量	5,368m ³
平成21年度処理量	38m ³
状況	埋立中
残容量	1,946m ³



箇所 ④

施設名	安曇川不燃物処理場
所在地	高島市安曇川南船木816番地
施設の種類	一般廃棄物(陶磁器類・ガラス類)埋立処分場
埋立開始年月	昭和47年10月
全体容量	25,000m ³
平成21年度処理量	—
状況	平成7年3月埋立終了
残容量	なし



箇所 ⑤

施設名	高島横山不燃物処理場
所在地	高島市武曾横山1536番地
施設の種類	一般廃棄物(陶磁器類・ガラス類)埋立処分場
埋立開始年月	昭和59年2月
全体容量	19,600m ³
平成21年度処理量	84m ³
状況	平成21年6月埋立終了
残容量	なし



箇所 ⑥

施設名	新旭饗庭不燃物処理場
所在地	高島市新旭町饗庭717番地
施設の種類	一般廃棄物(陶磁器類・ガラス類)埋立処分場
埋立開始年月	昭和43年
全体容量	160,400m ³
平成21年度処理量	—
状況	平成19年6月埋立終了
残容量	なし



箇所 ⑦

施設名	高島市環境センター
所在地	高島市今津町途中谷236番地
施設の種類	ごみ処理施設(焼却施設)・・・ 流動床ガス化溶融炉方式 リサイクル施設
稼動開始年月	平成14年12月
能力	可燃ごみ処理 75t/日 粗大・不燃ごみ処理 15t/5h 資源ごみ処理 10t/5h
平成21年度処理量	17, 732t



箇所 ⑧

施設名	高島市衛生センター
所在地	高島市今津町今津770番地
施設の種類	し尿処理施設
稼動開始年月	昭和56年7月
能力	70kl/日
平成21年度処理量	15, 903kl/日



箇所 ⑨

施設名	高島市斎場
所在地	高島市今津町2211番地
施設の種類	火葬施設・・・火葬炉3基
稼動開始年月	昭和60年4月
能力	5体/日
平成21年度火葬数	616体



(5) 平成21年度河川等水質検査結果

平成21年度河川等水質検査においては、10月に26地点(河川)、11月に2地点(地下水)を調査しました。河川については総体的に見て環境基準A類型に概ね適合する水質であった。大腸菌群数については、例年多くの河川で高い数値となっておりますが、今回の測定結果では高い値の箇所はありませんでした。地下水A地点については、基準値以内であり地下水汚染はありませんが、B地点で一般細菌が340個/mlと飲用不適の結果でありました。

※下記は今年度の河川データであり、環境基準と比較しております。指定類型はありませんが、ここでは指定類型Aを適用し、比較しております。全亜鉛は指定類型はなく、全リン・全窒素については、湖沼の基準しかありません。ヒ素については、特殊事情がある河川のみ調査しています。

1、河川

町名	河川名	項目	水温 °C	透視度 cm	PH	BOD mg/l	化学的酸素 要求量 mg/l	浮遊物質 (SS) mg/l	溶存酸素 (DO) mg/l	大腸菌群 数 MPN/100ml	全リン (P) mg/l	全窒素 (N) mg/l	全亜鉛 mg/l	ヒ素 0.01mg/l以下
高島	瀬戸川		15.6	>100	6.8	1.2	2.0	1	8.3	170	0.230	0.51	<0.003	-
	鯉川		15.8	>100	6.8	0.8	2.0	1	8.0	220	0.210	0.99	<0.003	-
	鴨川		14.8	>100	7.0	<0.5	1.2	<1	8.2	94	0.035	0.48	<0.003	-
安曇川	朽木処分場下流		16.0	22	7.1	1.8	3.8	37	6.5	170	0.220	1.30	<0.003	-
	八反田川		16.8	>100	6.7	0.5	1.1	2	8.2	70	0.089	1.50	<0.003	-
	北川		16.3	>100	6.8	0.5	1.0	1	8.5	70	0.068	1.30	<0.003	-
	堀川		16.0	84	6.8	1.1	2.4	7	8.0	170	0.270	1.30	<0.003	-
新旭	田井川		16.0	>100	6.9	0.6	1.5	1	9.9	94	0.071	1.30	<0.003	-
	南川		19.0	>100	6.9	0.7	1.9	2	8.3	280	0.069	1.40	<0.003	-
	堀川		14.0	>100	6.9	1.0	2.1	4	9.9	170	0.047	1.50	<0.003	-
	大同川		17.2	>100	7.0	0.6	1.2	2	7.8	94	0.110	1.80	<0.003	-
	風呂屋川		15.8	>100	7.1	0.7	1.4	2	8.6	110	0.042	0.67	<0.003	-
	林照寺川		16.8	>100	6.8	1.2	2.7	4	8.6	170	0.071	0.68	<0.003	-
今津	庄塚川		16.8	>100	7.1	2.1	3.3	2	8.3	280	0.054	0.89	<0.003	<0.001
	中の川		16.0	85	6.9	2.2	3.7	7	7.3	350	0.270	1.50	<0.003	<0.001
	今津川		17.0	>100	7.1	1.3	2.5	4	10.0	170	0.100	1.20	<0.003	<0.001
	上郷川		16.8	>100	6.9	0.6	1.6	<1	9.4	94	0.053	1.70	<0.003	<0.001
	酒波用水路		13.0	>100	7.4	0.6	1.4	1	9.9	70	0.015	0.48	<0.003	-
マキノ	百瀬川		15.3	>100	6.9	1.1	2.6	1	10.0	170	0.043	1.40	<0.003	-
	八王子川		16.0	>100	7.2	0.5	1.5	<1	9.8	70	0.044	0.98	<0.003	-
	印内川		14.1	>100	7.1	0.7	1.9	<1	10.0	94	0.076	1.30	<0.003	-
	御堂川		14.8	>100	7.5	0.6	1.6	1	9.8	94	0.027	1.40	<0.003	-
	前川(知内)		15.0	>100	7.4	0.6	1.6	1	10.0	70	0.045	1.50	<0.003	-
	新保川(新保)		17.8	>100	7.2	<0.5	0.9	1	9.4	49	0.073	2.00	<0.003	-
	東内沼排水路		17.2	>100	8.2	1.3	2.9	<1	12.0	170	0.480	1.50	<0.003	-
朽木	針畑川		14.2	>100	7.2	0.7	1.4	<1	8.5	70	0.017	0.52	<0.003	-

生活環境の保全に関する環境基準

●河川

ア ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全 及びA以下の欄に掲げ るもの	6.5以上8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100 ml以下
A	水道2級・水産1級・水浴 及びB以下の欄に掲げ るもの	6.5以上8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN / 100ml以下
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN / 100ml以下
C	水産3級・工業用水1級 及びD以下の欄に掲げ るもの	6.5以上8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級・農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/l 以上	—

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作をおこなうもの
 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
 水産生物用
 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3 : 特殊の浄水操作を行う
 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	

●湖沼

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l 以下	0.005mg/l 以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く)・水産1種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l 以下	0.01mg/l 以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l 以下	0.03mg/l 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下
Ⅴ	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1mg/l 以下	0.1mg/l 以下

- (注) 自然環境保全・水道1～3級・環境保全は上記と同じ
 水産1種: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物
 水産2種: ワカサギ等の水産生物用及び及び水産3種の水産生物用
 水産3種: コイ、フナ等の水産生物用

2、地下水

※下記は、地下水のデータであり、地下水の環境基準と比較し、汚染がないか調査しております。

項目	地下水名	
	地下 水 A	地下 水 B
水温	14.0	15.4
透視度	>100	>100
pH	7.1	6.9
生物化学的酸素要求量(BOD)	0.5	0.7
化学的酸素要求量(COD)	0.7	1.0
浮遊物質(SS)	1	1
溶存酸素量(DO)	8.1	6.9
一般細菌	0	340
大腸菌	未検出	未検出
全亜鉛	<0.003	<0.003
カドミウム	<0.001	<0.001
全シアン	<0.05	<0.05
鉛	<0.001	<0.001
六価クロム	<0.01	<0.01
ヒ素	<0.001	<0.001
総水銀	<0.0005	<0.0005

地下水B地点は、側溝の湧き出ている部分から採水しているため飲み水としては適合していない。

アルキル水銀	<0.0005	<0.0005
PCB	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002
ジクロロメタン	<0.002	<0.002
1, 2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.001	<0.001
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006
1, 1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004
1, 3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002
チウラム	<0.0006	<0.0006
シマジン	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	<0.002	<0.002
ベンゼン	<0.001	<0.001
セレン	<0.001	<0.001
ホウ素	<0.08	<0.08
フッ素	<0.1	<0.1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.5	1.0

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
ヒ素	0.01mg/l 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	ホウ素	1mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	フッ素	0.8mg/l 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下

(6) 高島市環境基本計画数値目標について

平成19年に策定した「高島市環境基本計画」の進捗状況を把握するための対象として、数値を目標設定しました。この目標値に対して現在の数値は、以下のとおりです。

○美化活動参加率 21年度 14,195人

※計画書目標数値

5年後 14,400人 (+20%) 10年後 18,000人 (+50%)
現状 12,000人

○区・自治会単位での環境担当役員の設置数 22年度数値 134団体[144人](全体の65%)

※計画書目標数値

5年後 18団体 (全体の10%) 10年後 195団体 (全体の100%)
現状：要調査

○区・自治会、事業者、各種団体、学校等での環境学習会、交流会の実施数

21年度数値 13回 549人

※計画書目標数値

区・自治会	5年後	18回 (全体の10%)	10年後	195回 (全体の100%)
事業者	5年後	20回 (全体の30%)	10年後	35回 (全体の50%)
各種団体	5年後	10回 (全体の17%)	10年後	18回 (全体の30%)
学校	5年後	16回 (全小学校)	10年後	22回 (全中学校)
現状	各種団体6回 180人 学校 小学生4年生対象			

○環境こだわり農業の実施数

21年度実績 生産者 869人 面積 103,950a

※計画書目標数値

生産者	5年後	650人 (+225%)	10年後	1,240人 (+430%)
面積	5年後	1,010ha (+270%)	10年後	1,950ha (+520%)
現状：生産者	289人	面積	37,507a	

○自然林の割合

21年度実績 45% 16,458ha (全森林面積 36,968ha)

※計画書目標数値

5年後	現状維持	10年後	現状維持
現状：45%	16,458ha	(全森林面積	36,968ha)

○魚貝類の種類

21年度現在 21種類

※計画書目標数値

5年後	現状維持	10年後	現状維持
現状：21種類	(調査で確認されている数)		
琵琶湖固有の魚貝類40種類 (魚類12種 貝類28種類)			

○ごみ排出量

21年度実績 一人当たり 992g/日 総量 19,604 t/年

※参考 うち可燃ごみ排出量

21年度実績 一人当たり 715g/日 総量 14,126 t/年

※計画書目標数値

一人当たり	5年後	1,108g /日 (-7%)	10年後	674g /日 (-40%)
総量	5年後	21,220 t/年 (-7%)	10年後	13,690 t/年 (-40%)
現状：一人当たり	1,120g /日	総量	22,817 t/年	

注)「現状」は平成19年の数値です。

高島市環境白書 2010

(高島市環境白書)

平成 23 (2011) 年 2 月発行

編集・発行 高島市市民環境部環境政策課

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑 565 番地

TEL 0740-25-8123

FAX 0740-25-8145

E-mail kankyo@city.takashima.shiga.jp